令和4年(202年) 第3回大阪狭山市教育委員会 定例会議議事録

令和4年(202年)3月24日 開催

大阪狭山市教育委員会

第3回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和 4 年 (2022年) 3 月24日 (木) 午前10時00分 開議 市役所 3 階 委員会室

出席委員(4名)

竹谷 好弘 教育長

山田 順久 教育長職務代理者

田川 宜子 委員

河合 洋次 委員

井上 寿美 委員

出席事務局の職員

山田 裕洋 教育部長

尾島 肇 教育部理事

山本 泰士 こども政策部長

浜口 亮 こども政策部次長兼保育・教育グループ課長

髙橋 宏征 教育総務グループ課長

酒谷由紀子 学校教育グループ課長

林部 雅司 社会教育グループ課長

寺本 芳之 歴史文化グループ課長

神楽所保則 教育施設グループ課長

井上 和久 子育て支援グループ課長

上尾 悦男 放課後こども支援グループ課長

荒川 郁代 教育総務グループ参事

書記

御田 青波 教育総務グループ主査

中井 一雅 教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

日程第1	議案第4号	大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正
		する規則について
日程第2	議案第5号	大阪狭山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休
		日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につ
		いて
日程第3	議案第6号	大阪狭山市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部
		を改正する規則について
日程第4	議案第7号	押印の廃止に伴う関係規則の一部を改正する規則に
		ついて
日程第5	議案第8号	大阪狭山市教育委員会の後援に関する規程の一部を
		改正する規程について
日程第6	議案第9号	令和 3 年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書
		について
日程第7	議案第10号	大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及
		び教育委員会事務局の管理職人事異動について

閉会

各グループの報告事項

教育部長(山田裕洋)

それでは、定刻になりましたので、教育長、 よろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

それでは、改めましておはようございます。 ただいまより令和4年第3回教育委員会定例 会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しております ので、会議が成立しておりますことをご報告い たします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員にお願いいたします。

教育長活動報告でございますが、資料のページをお開きいただきまして、各種会議に参加をいたしておりますけれども、2月21日、令和3年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議ということで、これは毎年、新年度に大阪府のほうから翌年度の教育の方針説明等がございます。今年はオンラインということでZoomによる参加をしました。

それと2月28日、3月議会の初日でございま した。

3月2日、3月4日、校長会、教頭会がございまして、今年度最後のそれぞれの会ということで、1年のねぎらいと無事に年度末を迎えていただくようにお話をさせていただきました。

3月8日、文化財保存活用地域計画策定協議 会ということで、これは新しい計画策定に向け ての協議会、初会合ということで開催をいたし ました。

3月9日、10日、代表・個人質問が議会のほうでございました。教育関連の質問も結構頂戴いたしておりまして、答弁をしております。

3月11日、中学校の卒業式、3月18日、小学校卒業式ということで無事に終えていただいております。中学校、小学校どちらとも教育委員

会の告辞については、紙による配布を今年は行いました。中学のほうは、当日ライブ配信ということで取組をしていただいております。

以上が主な報告でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、今日ちょっとお諮りしたい案件がございます。定例会に提出しております議案のうち議案第10号につきましては、会議規則第7条ただし書に規定をしております人事案件に係るものでございます。その規定といたしまして、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」という規定でございます。この案件については非公開ということで審議をしたいと思っておりますので、可否を決したいと思います。

本件を非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしということでございますので、非 公開といたします。

それでは、本日の議事に移らせていただきま す。

本日の議案、日程第1、議案第4号、大阪狭 山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す る規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

それでは、日程第1、議案第4号、大阪狭山 市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する 規則について、ご説明させていただきます。着 座にて失礼いたします。

お手元にございます資料は、1ページから5ページまででございます。

令和4年4月1日施行の民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)により、成年の年齢が二十歳から18歳に引き下げられることに伴いまして、関係する規定の見直しを行うとともに、事務局、グループの所掌事務の見直しを行うことから、本規則の所要の改正を行うものでございます。

資料の3ページから5ページの新旧対照表を ご覧ください。

第7条、教育部の項中、第12号から14号を削りまして、第15号を12号とし、16号から21号までを3号ずつ繰り上げまして、第19号に独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること(市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く)を加えまして、第22号を20号といたしまして、23号から31号までを2号ずつ繰り上げまして、第30号に学校給食に係る補助金に関することを加えまして、第32号を31号とし、第32号に学校給食会に関することを加えまして、第43号の成人式に関することを削りまして、第44号を43号とし、第45号から68号までを1号ずつ繰り上げております。

第43号につきましては、成年の年齢が二十歳から18歳に引き下げられますが、本市開催の成人式の対象年齢を現状どおり二十歳とすることから、その他青少年施策に関することに含めることといたしました。

附則といたしまして、令和4年4月1日から 施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、 ご審議いただきますようよろしくお願いいたし ます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 ご意見がないようでございますので、本案を 原案のとおり可決することにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第4号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第5号、大阪狭 山市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則につ いてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

失礼します。

それでは、議案第5号、大阪狭山市立学校の 府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則について、ご説 明させていただきます。着座にて失礼いたしま す。

資料は6ページから10ページでございます。 学校における働き方改革については、令和2年1月に文部科学省より、公立学校の教育職員 の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を 監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉 の確保を図るために講ずべき措置に関する指針 が制定されております。

本市においても、大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を策定し、取り組んでいるところです。引き続き働き方改革を進めていくことが急務であること、また、同指針の趣旨を踏まえ、業務量の適切な管理、その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うことを明確にする必要があることから、当該規則の所要の改正を行うものです。

9ページの新旧対照表をご覧ください。 改正の内容でございますが、第3条の次に第 3条の2として、時間外勤務の上限を設ける規定を追加しております。原則は1か月に45時間以内、1年については360時間以内ということの内容を追加しております。

次のページをご覧ください。

先ほどの規制時間について、やむを得ない場合については、1か月について100時間未満、1年については上限720時間ということ、また、複数の月の平均が80時間を超えないようにすること、45時間を超えて業務する月数が6か月以内とすることも定めてございます。

第3項として、業務改善に必要な措置を講じていくという内容も追加しております。

この規則は令和4年4月1日から施行いたします。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議に つきましてよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

どうぞ。

教育委員(山田順久)

現状というのは大体どんな状況なのかという のを教えていただけるでしょうか。

教育長(竹谷好弘)

勤務条件ですか。

教育委員(山田順久)

はい。

教育長(竹谷好弘)

担当。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

失礼いたします。

今年度につきましては、まだ3月分等の処理、データのほうが整っていないのですが、毎月、 勤務時間、在校等の時間については、教育委員 会として把握しております。その値といたしま して、これまでの月数の平均から言いますと、 小学校では平均として月当たり26時間、中学校では34時間ということで把握しております。

以上でございます。

教育委員(山田順久)

ありがとうございます。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。 よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案どお り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第5号、大阪狭山市立学校の 府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則については承認 されました。

続きまして、日程第3、議案第6号、大阪狭 山市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長 (浜口 亮)

それでは、日程第3、議案第6号、大阪狭山 市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改 正する規則について、ご説明させていただきま す。着座にて失礼いたします。

資料は、11ページから13ページでございます。 改正の理由でございますが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、 令和元年9月に一括改正した関係条例のうち、 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例につきま しても、保育料及び預かり保育料に関する規定 の改正とともに、幼稚園の職員のうち、園長代 理を副園長に改める改正を行いました。本来で あれば、この条例改正に合わせまして、本規則 における職務に係る規定についても同様に改め る必要があったところ、改正手続を失念してお り、今回、所要の改正をさせていただくもので ございます。

改正の概要でございますが、資料の13ページの新旧対照表のとおり、第5条第2項中の園長代理を副園長に改めることといたしました。

なお、施行期日につきましては公布の日から とし、この規則の改正後の大阪狭山市立幼稚園 の管理運営に関する規則の規定は、令和2年4 月1日から適用することといたします。

これにつきましても、令和2年4月1日から 東幼稚園に副園長を置いたことにより、施行期 日を4月1日とさせていただいているものでご ざいます。今後、このようなことがないよう十 分注意してまいります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審 議いただきますようよろしくお願いいたします。 教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご意見等 ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第6号、大阪狭山市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第4、議案第7号、押印の 廃止に伴う関係規則の一部を改正する規則につ いてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ参事(荒川郁代)

それでは、日程第4、議案第7号、押印の廃 止に伴う関係規則の一部を改正する規則につい てご説明いたします。着座にて失礼いたします。 お手元にございます資料は、14ページから25 ページまででございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応が求められる中、国においては、行政手続における書面規制、押印、対面規制等の抜本的な見直しが進められております。

本市においても、押印見直し方針が令和3年2月に定められまして、全庁的に各種手続の見直しに取り組むことから、申請書等における押印は原則廃止にし、申請手続のオンライン化を促進し、市民サービスの向上や業務の効率化につなげるため、教育委員会関係規則について所要の改正を行うものでございます。

資料の17ページから25ページの新旧対照表を ご覧ください。

大阪狭山市立総合体育館条例施行規則につきまして、様式第8号中、大阪狭山市立総合体育館使用料還付申請書中、申請者または団体名及び代表者の印を削ることといたしました。

次に、18ページをご覧ください。

大阪狭山市立野球場条例施行規則につきまして、様式第7号、大阪狭山市立野球場使用料還付申請書中の申請者または団体名及び代表者の印を削ることといたしました。

次に、19ページをご覧ください。

大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場管理運営規則について、様式第7号、大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場使用料還付申請書中、代表者氏名の印を削ることといたしました。

次に、20ページをご覧ください。

市民ふれあいの里青少年野外活動広場管理運営規則について、様式第8号、市民ふれあいの 里青少年野外活動広場使用料還付申請書中、代 表者名、氏名の印を削ることといたしました。

次に、21ページをご覧ください。

市民ふれあいの里スポーツ広場管理運営規則 について、様式第7号、市民ふれあいの里スポーツ広場使用料還付申請書中、代表者名の氏名 の印を削ることといたしました。

次に、22ページをご覧ください。

大阪狭山市立テニスコート管理運営規則について、様式第7号、大阪狭山市立テニスコート使用料還付申請書中、代表者名、氏名の印を削ることといたしました。

次に、23ページをご覧ください。

大阪狭山市立社会教育センター管理運営規則 について、様式第7号、大阪狭山市立社会教育 センター使用料還付申請書中、代表者名、氏名 の印を削ることといたしました。

次に、24ページをご覧ください。

大阪狭山市文化財保護条例施行規則について、 様式第1号、同意書、様式第6号、指定書、認 定書、指定証書再発行交付申請書、様式第7号、 管理責任者選任・解任届、様式第8号、管理責 任者变更届、様式第9号、指定有形文化財等所 有者变更届、様式第10号、史跡名勝天然記念物 所有者変更届、様式第11号、所有者・管理責任 者の氏名等変更届、様式第12号、滅失等届、様 式第13号、所在場所変更届、様式第14号、現状 変更等許可申請書、様式第15号、現状変更等届、 樣式第17号、現状変更等終了届、樣式第18号、 終了復旧届、様式第19号、修理・復旧終了報告 書の代表者の氏名の印を、様式第20号、保持者 氏名等変更書、様式第21号、保持者の心身の故 障に関する届、様式第22号、保持者死亡届の氏 名の印を、様式第23号、保持団体名称等変更届、 様式第24号、保持団体構成員異動届、様式第25 号、保持団体解散届の代表する氏名の印を、様 式第26号、出品申出書、様式第27号、公開届、 様式第28号、土地の所有等移動届、様式第29号、 標識等の設置に関する同意書の代表者氏名の印 を削ることといたしました。

次に、25ページをご覧ください。

大阪狭山市放課後児童会条例施行規則について、第10条中、様式第7号を8号に改めまして、

放課後児童会退会届中の氏名の印を削ることといたしました。

附則といたしまして、令和4年4月1日から 施行するものでございます。

以上非常に簡単な説明ではございますが、ご 審議いただきますようよろしくお願いいたしま す。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ありますでしょうか。

ないようでございます。本案を原案のとおり 可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第7号、押印の廃止に伴う関係規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第5、議案第8号、大阪狭 山市教育委員会の後援に関する規程の一部を改 正する規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ参事(荒川郁代)

それでは、日程第5、議案第8号、大阪狭山 市教育委員会の後援に関する規程の一部を改正 する規程についてご説明させていただきます。 着座にて失礼いたします。

お手元にございます資料は、26ページから28 ページでございます。

先ほどご説明いたしました規則と同様、申請 書等における押印は原則廃止し、申請手続のオ ンライン化を促進し、市民サービスの向上や業 務効率化につなげるため、所要の改正を行うも のでございます。

資料の28ページの新旧対照表をご覧ください。 様式第1号の大阪狭山市教育委員会後援申請 書中、代表者の印を削ることといたしました。 様式第3号の事業実施報告書中、氏名の印を 削ることといたしました。

附則といたしまして、令和4年4月1日から 施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、 ご審議いただきますようよろしくお願いいたし ます。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ありますでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のと おり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第8号、大阪狭山市教育委員会の後援に関する規程の一部を改正する規程については承認いたしました。

続きまして、日程第6、議案第9号、令和3年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長(高橋宏征)

それでは、日程第6、議案第9号、令和3年 度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書につ いて、ご説明させていただきます。着座にて失 礼いたします。

資料は29ページになります。また、事前に、 令和3年度の教育委員会点検・評価報告書を配 付させていただいております。そちらのほうを ご参照いただきますようにお願いします。

この点検・評価報告書につきましては、本市の第2期教育振興基本計画を着実に実行するため、各取組施策の進捗管理をPDCAサイクルにより点検・評価を行うものでございます。

それでは、報告書の2ページをご覧ください。 このページには、点検・評価の目的と手法を 記載してございます。

次に、3ページから6ページでございます。 こちらにつきましては、教育部及びこども政 策部の運営方針を掲載してございます。

次に、7ページから17ページでございますが、こちらは第2期大阪狭山市教育振興基本計画に 掲載する施策の体系や教育委員会の活動状況と して、教育委員の皆様に令和3年中に活動して いただきました内容、また、定例会の中の審議 内容について、こちらで報告させていただいて おります。

次に、18ページから23ページをご覧ください。 第2期教育振興基本計画の基本方針ごとの重 点目標とその取組項目について、担当所属と各 取組の個別調書のページなどについて、一覧表 形式で掲載をしております。

それぞれの事業について、今年度の点検・評価の詳細内容につきましては24ページ以降となっておりまして、基本方針1に関する事業として、認定子育でサポーター事業ほか17件の事業、基本方針2では、発達障がい児支援事業ほか7件の事業、基本方針3では、南中学校長寿命化・大規模改造工事実施設計業務ほか20件の事業、基本方針4では、サタデースポーツ事業ほか12件の事業、以上全体で60件の事業を点検・評価してございます。

点検・評価の結果といたしましては、54ページに結果一覧を掲載させていただいておりますが、60件の事業のうち58事業がおおむね計画どおりに進捗している状況でございました。

そして、これらの結果を踏まえ、学識経験者の意見ということで、今年2月7日に教育部長及びこども政策部長をはじめ各担当課長が、高野山大学の今西教授と大阪大谷大学の長瀬教授のヒアリング及びご指導のほうを受けまして、55ページから56ページでございますが、その講評、評価をいただいておるところでございます。

両先生からは、全体としては特に問題なく、コロナ禍の中で可能な範囲で事業実施してきたことについては評価をいただいておりますが、今後の課題といたしまして、小学校における教科担任制の導入、幼児・児童等を対象とした教育の充実、人権教育や道徳教育、児童・生徒の人間関係の育成に積極的に取り組むことなど、おらなる工夫や努力を求めたい点についてもご指摘いただいております。その他事項別にご提言をいただきました内容につきましては、各ずループにおいて真摯に受け止めながら、各事業のさらなる効果を求め、第2期の教育振興基本計画の下、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単な説明ですが、ご審議いただきま すようよろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等 ございませんでしょうか。

教育委員(河合洋次)

養育費保証促進補助金事業で、公正証書等作成促進補助金事業のチラシが後ろから5ページ目のところに。これが広報のためのチラシだと思うんですけれども、真ん中のほうの補助対象のところで3行目で、裁判に要する収入印紙代や調停申立てに必要な郵便切手代等とあります。裁判に必要な郵便切手とか、調停申立てに必要になる収入印紙は補助の対象になっていないとも読めてしまうんですけれども、他の市とかだったら、当然裁判にも郵便切手代は必要だし、調停申立てにも収入印紙代が必要なんですが、それも補助の対象になっているんですよね。大阪狭山市は補助の対象になっていないんですか。教育長(竹谷好弘)

担当。

子育て支援グループ課長(井上和久)

本市の要綱上は、他市と遜色ないといいます

か、特にそこを制限したような要綱にはなって おりませんので、今委員おっしゃられました表 現の部分で読み取り方がちょっとうまく伝わっ ていないということもございますので、そこは もう一度正しい形で伝わるように対応したいと 思います。

教育委員(河合洋次)

そうですね。裁判や調停申立てに必要な収入 印紙や郵便切手と書かれると、両方ともなんだ なと思うんですけれども、当然裁判でも郵便切 手は必要ですし、調停申立てでも収入印紙は必 要なので、これだと何か限定されているみたい でちょっと分かりにくかったので、そこだけ気 になったのでお伝えさせていただきました。

教育長(竹谷好弘)

ありがとうございます。運用上は対象になる 経費として扱うということでよろしいでしょう か。ありがとうございました。

ほかに。

井上委員。

教育委員(井上寿美)

今ちょうどご指摘があったところから、もう少し2ページぐらい前のほうに戻ると、療育児募集要項のチラシがあるんですけれども分かりますでしょうか。「手をつなGO!」というやつです。これは保護者さんに向けて配布されるものであると私は理解しているんですが、まず、その理解で大丈夫ですか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

子育て支援グループ課長(井上和久)

保護者といいますか、学校を通じて、そういった事業を求めておられると想定されるところに対してお配りさせていただいているものでございます。

教育委員(井上寿美)

そうですよね。私、療育児という呼び方がま

ず目に留まりました。この呼び方がないわけで もないし、療育児童という言い方もあるので、 決してこれが間違っているということでこの発 言をするわけではないんですが、保護者の方が このチラシを受け取られたときに、療育児とい うふうに自分の子どものことが呼ばれていて、 それを募集しますというこの呼びかけは、心情 的に何かすごく気になるなというふうに思った んです。ただ、これは間違いではないので、個 人の感じ方というところですから、教育委員会 のほうで十分に議論し尽くして、この呼びかけ をしていますということであれば、これをどう こう言うことでもないんだろうと思いながらも、 私はもし自分の子どもが療育の対象児であった ときに、療育児募集しますというのはすごく何 か冷たく呼びかけられているような気がするな と思ったんですが、そのようなことで過去に議 論があって、この名称に決まったとか、何か少 し経緯なども教えていただけたらというふうに 思うんですが、いかがでしょうか。

教育長(竹谷好弘)

担当。

子育て支援グループ課長(井上和久)

実際にはそういった深い議論というところは、 私の知る限りではそこまでは恐らくしていない とは思いますけれども、今委員おっしゃられま した視点というところは、我々も当然気をつけ ていかないといけない部分であると思いますの で、これについては検討させていただいた上で、 最終的にはこの形になるかもしれませんけれど も、そこは少し議論を尽くしたいなというふう には思います。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

4年度の募集要項はまだできていないですね。 どうぞ。

子育て支援グループ課長(井上和久)

一応4年度の分につきましては出来上がって はおります。

教育長(竹谷好弘)

そうですか。ということは、検討については、 4年度分から対応できるのか、それの修正を行 えるような状況になっているのか、その辺の対 応ですね。ちょっとその辺についてはどうでし ょうか。

担当。

子育て支援グループ課長(井上和久)

今から間に合うかどうかというところは現場のほうにも確認しないといけないんですけれども、もし可能であれば対応といいますか、議論した結果、今、井上委員におっしゃっていただいたような形になるのか、このままになるのかというのはちょっとこの場で申し上げることはできませんけれども、そういった形で対応したいと思います。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

よろしいでしょうか。

そのほか、何かご意見等ありますでしょうか。 教育委員(山田順久)

36ページにいじめ防止の取組のページになる んですけれども、そこで、いじめの解消率が指標になっていまして、現状まだ未解消と取れ、 見守りを継続しているというのがあるんですけれども、今年、令和3年度のいじめの状況とい うのはどういう状況なのかというのを教えても らえたらなと思うんですけれども。

教育長(竹谷好弘)

担当。

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

失礼します。

各校のいじめの状況といいますのは、月ごと に担当のほうが、件数も含めて、その背景を把 握するという形で、市教委としては状況把握を しているところです。

実際のところ、いじめの解消というところで、3か月以上当該の児童に対しての見守りということを続けて解消とする案件と、引き続き継続して対応するというところを精査していただいて学校に還元しているということで対応しておりますので、基本的にはいじめの認知件数ということも含めて、かなり件数は常々上がっているところでございます。

ただ具体的な数字のほうについて、今のところではちょっと持ち合わせておりませんで申し訳ありません。

教育委員(山田順久)

ここの件、いじめというのはやっぱり教師も、子どもも、保護者も絶対に許さんと。絶対にあってはならないという、そういうふうな姿勢で各学校でそれぞれの方針に基づいて取り組んでいただいていると思うんですよね。それの指標が解消率というので果たしていいのかなという、ちょっと素朴な疑問なんですけれどもね。十分実態も把握し、学校のほうでも指導していただいているし、保護者や地域の方々とも協力して精いっぱいの取組をしていただいていると思うんですけれども、何か絶対に許さないというふうな、そういったことを裏づけられるような指標というのかな、そういうのはまた今後検討していただけたらなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

解消率というのを出すと、何かいじめというのはもう自然に起こってしまうのが当たり前やといったらおかしいけれども、そういうような状況やけれども、ちゃんと指導して対処しましたというんじゃなくて、そもそもいじめ自体を起こさないように、学校としてしっかり取り組んでいるんだというのを一つの指標にしてもらえたらなというふうに思うんですけれども、また検討のほうをよろしくお願いします。

教育長(竹谷好弘)

担当,

学校教育グループ課長(酒谷由紀子)

山田委員のご指摘のとおり、確かにいじめを 許さないということで、未然防止のところで力 を入れるというところは大変重要であるという ふうに考えております。こちらのほうの指標と いうことで、一旦、いじめの解消率ということ で数値としては挙げておりますが、ご指摘の意 見を踏まえまして、学校等の指導に生かしてい きたいとは思っておりますので、いじめの防止 の基本方針、各学校で定めている方針の中でも、 そういった未然防止というところを強調して指 導、支援してまいりたいと思います。

以上です。

教育長(竹谷好弘)

よろしいでしょうか。

その他何かご意見等ありませんでしょうか。 よろしいですか。

ほかにご意見等がないようでございますので、 本案を原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第6、議案第9号、令和3年度大阪狭山 市教育委員会点検・評価報告書については承認 されました。

最後の議案でございます。日程第7、議案第10号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

これは先ほど事前審議をいたしましたとおり、 非公開案件ということでございますので、部長 及び理事以外の方の退席をここでお願いしたい と思います。

(非公開)

教育長(竹谷好弘)

本日の議案は以上でございます。 これをもちまして定例会を閉会いたします。 以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員